公私連携幼保連携型認定こども園運営事業者募集要項

①多可町立キッズランドかみ

(仮称:幼保連携型認定こども園

キッズランドかみ)

平成 2 9 年 6 月

多 可 町

目 次

1	目的•	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•]
2	対象施詞	設の	概勇	更•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
3	応募資	各及`	び多	条件		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
4	運営の	基準	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
5	協定の多	条件	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
6	運営事業	業者	が管	拿理	!す	る	期	間	(考	忍糸	勺其	非	引)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
7	応募の	方法	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
8	応募書類	質の	著作	乍権	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
9	選定委員	員会	の記	2置	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
10	選定の	方式	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
11	審査基準	準及	び酉	记点	· •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
12	審査結り	果の	通知	泪•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
13	協定の約	締結	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
14	協定の「	内容	と責	責任	:分	担	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
15	留音事 」	項•								•		•	•	•						•	•	•			•			12

多可町立キッズランドかみに係る公私連携幼保連携型認定こども園 運営事業者の募集要項

多 可 町

1 目的

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)が平成27年4月1日施行され、町が地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図ることとされました。

これを受け、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を行い、ニーズに応じた子育て支援を実施できるよう「多可町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画に基づいて多可町子ども・子育て会議で協議し、また地域や保護者の皆さんとの懇談会を重ねていくなかで、今まで以上に教育・保育の質を高めていく必要があること、また民間活力を活用し国・県の支援を受けながら施設運営を行っていくことなどの視点から、現キッズランドの認定こども園への移行を推進することとなりました。

認定こども園を推進する目的は、「質の高い幼児期の学校教育と保育を総合的に 提供すること」「人口減少地域の基盤の維持・確保策、待機児童の解消をすること」 「地域の子ども・子育て支援の充実をすること」であり、子育て世帯の幅広いニー ズに対応できることや、将来を担う子どもたちの健全な成長を期待した幼児期の教 育と子育て支援にあります。

さらに、安心して楽しく子育てができるよう、多様になりつつあるサービスニーズに対応できる体制づくりとして、民間の能力を活用し、住民サービスの提供を図ることを目的に多可町立キッズランドかみ(仮称:幼保連携型認定こども園 キッズランドかみ)を運営する学校法人または社会福祉法人を募集します。

2 対象施設の概要

(1) 事業実施場所 多可町立キッズランドかみ 計画定員190名

(ア) 施設の名称および所在地

名 称:キッズランドかみ

所在地:多可郡多可町加美区的場82-1

(イ) 施設概要

竣工時期	平成23年4月
構 造	木造平屋建て
延床面積	2, 279 m²
施設内容	乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、調理室、調乳室、医務室、
	廊下、沐浴室、職員室、会議室、職員休憩室、トイレ、その他
	※什器、備品、遊具等含む。
	※屋外運動場:2, 745 m²

(ウ) 主な外部委託業務

- (a) 消防設備点検業務
- (b) 電気設備点検業務
- (c) 夜間警備業務
- (d) 草刈·植木剪定、植木消毒等業務
- (e) 施設清掃業務
- (f) 特殊建物定期報告検查業務

【参考】

1 キッズランドかみ児童数 (平成29年4月1日現在) (単位:人)

現状	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
定員							
幼稚園	_			4 0	6 0	6 0	160
保育園	8	1 5	2 2	3 5		7 0	1 5 0
合 計	8	1 5	2 2	7 5	6 0	1 3 0	3 1 0

現状	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
人員							
幼稚園	_		_	8	1 5	1 2	3 5
保育園	2	1 9	1 9	3 0	3 1	4 0	1 4 1
合 計	2	1 9	1 9	3 8	4 6	5 2	176

認定こども	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
園計画定員							
幼稚園				1 0	1 5	1 5	4 0
保育園	6	2 0	2 4	3 0	3 5	3 5	1 5 0
合 計	6	2 0	2 4	4 0	5 0	5 0	190

2 職員配置(平成29年4月1日現在)

区分	正規	嘱託	臨時	合 計	備考
所長	1			1	幼稚園長兼務
園長	1			1	保育園長
保育教諭	5	1 7		2 2	
保育補助員			6	6	
養護教諭	1			1	
園務員		1		1	
調理員		3	3	6	
合 計	8	2 1	9	3 8	

3 近年の支出状況(施設関係費実績)

(単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
			(見込み)
年度末 児童数	172	179	156
年度末 職員数(臨時以外)	31	32	29
園医報酬	337, 060	325, 210	288, 626
園歯科医報酬	262, 060	250, 210	242, 626
園耳鼻咽喉科医報酬	190, 960	197, 596	187, 168
園眼科医報酬	190, 960	197, 596	187, 168
園薬剤師報酬	40,000	40,000	40, 000
園運営委員報償費	30, 000	40,000	40, 000
電気代	3, 571, 633	3, 468, 486	3, 500, 000
上下水道代	846, 707	1, 052, 835	1, 060, 000
CATV 使用料	19, 440	19, 440	19, 440
NHK 放送受信料	14, 545	14, 545	14, 545
消耗品費等(保育材料・給食 材料・医薬材料除く)	625, 583	614, 234	620, 000
コピー代	128, 621	165, 766	160, 000
検便	199, 584	208, 000	200, 000
通信運搬費(電話代)	215, 179	218, 993	218, 000
クリーニング代	75, 952	74, 988	75, 000
ピアノ調律	46, 000	80, 500	50, 000
夜間警備委託	112, 752	112, 752	112, 752
プール組立、芝生除草等委託	156, 100	64, 850	96, 000
消防用設備点検	66, 000	64, 800	64, 800
施設清掃委託等	258, 100	273, 834	250, 000
特殊建物定期報告検査業務	119, 880	_	_
電気工作物保守点検業務	272, 160	272, 160	272, 160
修繕料	387, 485	223, 910	487, 000
備品購入費	278, 556	269, 480	298, 000
合 計	8, 445, 317	8, 250, 185	8, 483, 285

※平成29年4月1日現在 多可町嘱託職員賃金月額

保育教諭 1年目:170,000円 6年目:180,000円 11年目:190,000円

クラス担任手当:月額10,000円 通勤手当:別途

賞与:3ヵ月分

調理員 1年目:160,000円 6年目:170,000円 11年目:180,000円

通勤手当:別途 賞与:3ヵ月分

園務員 1年目:150,000円 6年目:160,000円 11年目:170,000円

通勤手当:別途 賞与:3ヵ月分

養護教諭 1年目:190,000円 6年目:200,000円 11年目:210,000円

通勤手当:別途 賞与:3ヵ月分

3 応募資格及び条件

(1) 資格·条件

応募者は、次の全ての項目に該当することが必要です。

- ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)または社会福祉法(昭和26年法律第45号)の規定により設立した法人で、平成29年4月1日現在、多可町内に事業所を構えており、今後も事業の継続が確実に見込まれる法人であること。
- イ 認定こども園の運営を支障なく行うことができる十分な資力、知識及び技 術能力等を有し、継続的に安定した認定こども園運営が行えること。
- ウ 法人が現に運営をしている認定こども園、幼稚園または保育所について、 直近の監査・実施指導において、重大な文書指摘を受けていないこと。
- エ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- オ 過去の運営実績が良好であり、財務内容が適正であること。
- カ 土地、建物及び備品等は、当該認定こども園における運営以外の目的に使 用しないこと。
- キ 円滑な運営移行のため、教育・保育環境の変化への配慮を行うことのほか、 引継ぎについて十分な対応を行い、必要に応じて保護者に説明等をするなど 理解を得られる取組をすること。

(2) 欠格事項

法人またはその代表者が、次に掲げる者の場合は、欠格となります。

- ア 法律行為を行う能力を有しない者
- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用ずる場合を含みます)の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- オ 暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者
- カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て をしている団体または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再 生手続開始の申立てをしている者
- キ 町議会議員が代表者その他の役員である団体
- ク 町長または副町長が代表者その他の役員である団体(町が資本金その他これに準ずるものを出資している団体を除きます)

(3) 選定対象除外

次に該当する場合は、失格として選定の対象から除外します。

- ア 選定審査に関する照会、要求等を申し入れたとき。
- イ 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- ウ この募集要項に違反し、または著しく逸脱したとき。
- エ 提出期間内に提出書類等が提出されなかったとき。
- オアからエまでに掲げるもののほか、不正行為があったとき。

4 運営の基準

(1) 運営に関する基本的事項

ア 児童福祉法 (昭和22年法律第164号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という)、子ども・子育て支援法(平成24年度法律第65号)、多可町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年多可町条例第22号。以下「条例」という。)その他関係法令等の規定に基づき、幼保連携型認定こども園として管理運営を行うこと。

- イ 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこと。
- ウ 利用者の意見を運営に反映させるなど、サービス向上に努めること。
- エ 個人情報の保護を徹底すること。
- オ 利用者からの苦情に対しては、誠実に対応すること。
- カ 町及び近隣住民、関係機関等との連携に努めること。
- キ 保護者、法人、町の三者で三者懇談会を設置し、定期的に会議を開催すること。
- ク 園運営協議会に、町教育委員会の職員を参画させること。

(2) 運営者が行う業務の範囲

- ア 事業計画書及び収支予算書の作成
- イ 事業報告書の作成(利用実績、利用料の収入・収入収納及び未収額、事業 における支出状況等)
- ウ 町への定期的な業務報告(給付に係る報告、請求及び給食月報の提出等)
- エ 保護者アンケートの実施(毎年1回)
- オ 第三者評価の実施
- カ 指定後の事前引継業務と指定期間終了後の引継業務
- キ 緊急時対策、防犯、防災等のマニュアルの作成と職員への指導
- ク 個人情報保護体制の確立
- ケ 文書の保存
- コ 経理関係帳簿の作成
- サ 町への協力
- シ 町の子育て総合拠点として必要となる業務の検討及び実施
- ス その他日常業務の調整

(3) 再委託の禁止

教育・保育に係る業務の全部または一部を第三者に委託し、請け負わせることはできません。ただし、町が認めた業務は再委託することができます。

給食は、園内の調理設備を使用しての自園調理を原則とします。その他教育・保育以外の業務(例:施設の管理運営において必要となる保守、管理、清掃、メンテナンス等)について委託する場合は、町と協議してください。

再委託を行う業務は、応募書類にその旨を記載するとともに、収支予算書に 必要な委託金額を計上してください。

5 協定の条件

- (1) 運営者の責務及び業務
 - ア 運営者は、幼保連携型認定こども園「キッズランドかみ」(仮称)(以下「こども園」という)を平成31年4月1日から平成41年3月31日までを事業運営期間として、こども園の運営について、公私連携幼保連携型認定こども園「キッズランドかみ」の設置に関する協定(以下「公私連携協定」という)を締結し、次に定める事業を行うこと。
 - (ア) 認定こども園法第3条第2項第2号及び条例に基づく保育の実施
 - (イ) 認定こども園法第3条第2項第3号による子育て支援事業の実施
 - (ウ) こども園の施設及び付属設備等の維持管理
 - (エ) その他上記に掲げる業務に付随する業務
 - イ 関係法令等を遵守し、法人自らが運営すること。
 - ウ 運営に当たり、町と法人の間で別途「公私連携協定」を締結するものとし、 協定事項については、町の指導に従うこと。
 - エ 公私連携幼保連携型認定こども園の開設にあたり必要な書類を法人で作成し、 多可町を経由して兵庫県へ届け出ること。

(2) 施設・設備及び備品等の維持管理業務

こども園の土地、建物、設備及び付帯施設の維持管理業務全般は、運営者が 行ってください。なお、施設等の管理に当たっては、法令等に定める有資格者 を配置してください。

- ア 土地 (9,406 ㎡) は、月額 70,000 円で賃貸する。
- イ 建物、設備、付帯設備及び保育関係備品は、無償で譲渡する。ただし事務 関係備品(電話、FAX、コピー機、パソコンなど)は除外。
- ウ 土地の現状復旧及び修繕等については、運営者の負担とする。ただし、建 物の躯体等に係る大規模な修繕及び改修等については、町と協議することと する。
- エ こども園の運営にかかる経費(人件費、委託費、食糧費、消耗品等)、施設の維持管理費(光熱水費、保守点検費、清掃費、修繕料等)その他の経費は、 運営者が負担する。

(3) 運営に関する経費等の取扱い

多可町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例施行規則(平成27年多可町規則第6号)に規定する利用者負担額(保育料)として徴収した額は、運営者の収入とする。

ア 子ども・子育て支援新制度における公定価格の単価計算に基づいた金額を 施設型給付費として、町から運営者に支払う。

イ 管理口座・区分経理 運営者としての業務に係る経費及び収入は、法人自 体の口座とは別の口座で管理をすること。また、運営者としての業務に係る 経理とその他法人に係る経理は区分して整理すること。

(4) 職員に関すること

現在、多可町立「キッズランドかみ」に勤務する保育士等有資格者のうち、

引き続き同園での勤務を希望する嘱託職員については、現行給与水準を最低 基準として、こども園で勤務する正規職員と同一の勤務形態による常勤職員 として雇用すること。この際、年齢、経験年数を給与に反映させること。

また、臨時(パート)職員のうち、引き続きこども園で勤務を希望する職員についても、上記と同様に継続雇用をすること。

なお、嘱託調理員について、自園調理を基本とし、上記に記載している保 育士等と同様の扱いを行うものとする。

労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働契約法(平成19年法律第128号)等の労働関係法令を遵守した労務管理を行い、職員の給与、福利厚生、勤務条件等の処遇に配慮することはもとより、所定の労災、健康保険等に加入をし、協定期間中、現行水準を維持することに努めること。

さらに、常勤職員の比率向上に努めるほか、職員の意見を聴くなど、働き やすい環境の整備に努めること。

(5) 合同保育、業務の引継ぎに関すること。

運営者は、平成31年度から速やかに円滑な業務運営が行えるよう、運営前の平成30年度において法人から職員1名を派遣し、合同保育を行うこと。 合同保育の内容は、町と運営者が協議して決定する。

また、引継ぎ保育の内容も町と運営者が協議して決定するものとし、平成31年度から2カ年程度、園長1名と保育士1名程度、町から正職員を派遣することとする。

(6) 町の立入調査等に関すること。

運営者は、運営状況等の実態確認・指導のため、町が行う施設への立入調査や指示に従わなければならない。

(7) その他

ア 施設名称「キッズランドかみ」と園歌は引き継ぐものとする。

- イ 従来、キッズランドで行われてきたイベント、行事などは基本受け継ぐ こととする。見直しや廃止を行う場合には、保護者、町に相談すること。
- ウ 保護者へ費用負担を求める場合は、町と協議のうえ承認を得るとともに 保護者の理解を求めること。
- エ 保護者会の会費の額は、保護者会と調整すること。
- オ 物品、食材等は、町内業者での購入を基本とする。

6 事業運営者が管理する期間 (契約期間)

平成31年4月1日から平成41年3月31日までの10年間とし、以後、契約 更新するものとします。

なお、期間中に運営業務等の見直しを行う必要が生じた場合は、町と運営者が協議を行うものとします。

7 応募の方法

(1) 募集及び選定スケジュール

書類の配布・届出等に係る期間及び時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く 午前9時から午後5時までとします。

- ア 募集要項の配布 平成29年6月1日 (木) から同月15日 (木) まで
- イ 参加表明の受付 平成29年6月1日(木)から同月15日(木)まで
- ウ 現地説明会 平成29年6月19日(月)
- エ 質問書受付 平成29年6月21日(水)から同月23日(金)まで
- 才 質問書回答 平成29年6月30日(金)
- カ 応募受付期間 平成29年7月 3日(月)から同月14日(金)まで
- キ プレゼンテーション及び選定委員会による審査日

平成29年7月25日(火)

- ク 審査結果の通知発送 平成29年8月下旬(予定)
- ケ 事業運営者の指定 平成29年9月(予定)
- コ 協定の締結 平成29年9月(予定)
- (2) 募集及び申込みの手続
 - ア 募集要項の配布と参加表明の受付
 - (ア) 期間 平成29年6月1日(木)から6月15日(木)の午前9時から 午後5時まで ※土曜日、日曜日及び祝日を除く
 - (イ) 場所 多可町教育委員会こども未来課
 - ※ 参加表明書は【様式第9号】により提出してください。
 - ※ 募集要項及び申請書の様式は、多可町教育委員会ホームページからダウンロードをすることができます。

URL http://takacho.tokyo.r-cms.jp/kyoiku/

- イ 現地説明会の開催
 - (ア)日 時 平成29年6月19日(月)午前9時30分~
 - (イ)場 所 多可町加美区的場 82-1 キッズランドかみ
 - (ウ)参加者 1団体3名以内とします。

現地説明会への出席は、参加表明の必須条件です。必ず出席してください。

- ウ 募集要項及び現地説明会に対する質問の受付
 - (ア) 受付期間 平成29年6月21日(水)から6月23日(金)の午前9時 から午後5時まで
 - (イ) 受付方法 質問書【様式第 10 号】により、電子メールにて多可町教育委員会こども未来課へ送付してください。

電子メールアドレス kodomo@town. taka. lg. jp

- ※ 募集要項及び現地説明会以外の質問及び意見については、回答しません。
- エ 募集要項 及び 現地説明会に対する質問の回答

- (ア) 質問書回答 平成29年6月30日(金)
- (イ) 回答方法等 全ての応募者に電子メールまたは郵送で回答します。

オ 運営者指定申請書の応募等

(ア) 受付 期間 平成29年7月3日(月)から7月14日(金)の午前9時 から午後5時まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除く

- (イ) 提出場所 多可町教育委員会こども未来課
- (ウ) 提出方法 受付期間内に必要書類を上記に定める場所に持参(郵送の場合は、期間内に必着のこと)してください。

電子メール、ファクシミリ等による提出及び提出期限を過ぎたものは、受付しません。また、原則、提出後の変更はできません。

(エ) 提出部数 正1部、副10部(副は複写可)

※必要な書類が全てそろっていない と 受理することができないので、留意 してください。

(3) 提出書類

提出書類は、全てA4サイズとします (様式ごとにインデックスを添付してください。)。

- ア 運営者指定申請書【様式第1号】
- イ 団体の概要【様式第2号】
- ウ 教育・保育事業の内容及び支援や連携に関する提案【様式第3号】 (※教育・保育全体計画、年齢別教育・保育指導計画書を添付してください。)
- エ 運営に関する考え方【様式第4号】
- オ 法人の経営状況【様式第5号】
- カ 危機管理体制及び地域における子育て支援に関する考え方【様式第6号】
- キ その他審査項目以外で特にアピールできること【様式第7号】
- ク 収支予算書【様式第8-1号~様式第8-3号】
- ケ 定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類
- コ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画またはこれに類する書類及 び過去2年間の事業報告書
- サ 法人関連資料
 - (ア) 法人の登記事項証明書
 - (イ) 最近3年間の下記書類
 - a 法人税及び消費税(地方消費税を含む)の納税証明書
 - b 貸借対照表及び損益計算書
 - c 国税及び地方税の納税証明書または納税義務がない旨及びその理由を記載した申立て
- シ 法人の概要(経歴・業務内容、役員名簿及び履歴書)が分かる書類。外部向けのパンフレットでも可とします。

8 応募書類の著作権等

- (1) 応募書類の著作権は、事業運営者の決定があるまでの間は、応募者に帰属するものとします。ただし、町は事業運営者の選定の公表等、必要な場合は応募書類の内容を無償で使用することができることとします。
- (2) 事業運営者に選定された応募書類の著作権は、町に帰属します。ただし、事業運営者に選定されなかった応募書類は、応募者に帰属するものとします。
- (3) 応募書類は、いかなる理由を問わず、返却しないものとします。

9 選定委員会の設置

多可町立キッズランド運営法人選定委員会(以下「委員会」という)を設置します。

10 選定の方式

委員会において、選定基準に基づき審査を行い、候補者を選定するものとします。 提出された書類の審査及びプレゼンテーション、提案についてのヒアリングを実施し、評価点数の高い順に最優秀候補者を選定します。

審査日は平成29年7月25日(火)とし、時刻については後日連絡します。 なお、プレゼンテーションとヒアリングは、下記の要領で行います。

- ・出席者… 3名以下
- 進 行… 提案説明 30 分以内、質疑応答 20 分程度
- ・その他… プレゼンテーションで使用するスクリーンとプロジェクターは準備 します。パソコンは提案者で準備してください。 プレゼンテーションとヒアリングは公開で実施し、希望する保護者 等の参加も可能とします。審査会は非公開で行います。

11 審査基準及び配点

審査項目、審査の視点及び配点は、次の表のとおりです。

★合計点数100点

(書類による客観的評価30点、プロポーザルによる面接審査70点)

審查項目	審査の視点	配点
	・応募動機、教育・保育の理念及び目標が適正か。	客観的
	・事業内容が、多可町の教育・保育事業の主旨に沿	評 価
(1) 教育・保育事業	っているか。	1 0
の内容及び支援や	・保護者等との信頼関係の構築ができるか。	
連携に関する提案	・小学校をはじめ関係機関との連携及び地域との交	面接審査
	流・連携が図られているか。	2 0
	・支援が必要な子どもの受け入れができているか。	
	・個人情報保護、情報公開の推進が図られているか。	
	・実施体制、職員の資質向上の取組が図られている	客観的
(2) 運営体制	か。	評 価
	・建物や設備の管理、清掃等の衛生面、防災体制な	1 0

	ど適切な管理が可能であり、それを維持できるか。 ・保護者の費用負担を抑える取組がなされているか。 ・町職員の採用について(嘱託職員及び臨時職員)配慮されているか。処遇改善の考え方はどうか。・職員構成(年齢層・今後の採用計画)が適正か。・安定的に業務を遂行できる経営資本を有している	面接審查 10
(3) 法人等の経営 状況(事業の継続 性)	・安定的に業務を逐行できる経営資本を有しているか。 ・保育所、認定こども園等の運営実績があるか。 ・公私連携幼保連携型認定こども園の園長および管理者は的確な人の配置を計画しているか。	客観的 評 価 1 0 面接審査 2 0
(4) 緊急時の対応 及び危機管理体制 等に関する提案	・地震、台風、風水害・火災等の災害時における児童の安全確保をどのように考えているか。・事故や虐待防止、特に、アレルギー児童の食事、健康管理への対処をどのように考えているか。	面接審查 10
(5) 子育て支援(地域における子育て支援を含む)に関する提案	・子育て支援拠点として、地域への貢献が期待できるか。・地域の教育力の向上、子育て、親育ちなどに関する取り組みが計画されているか。	面接審査 10
	合 計	1 0 0

12 審査結果の通知

- (1) 審査結果は、平成29年8月下旬に、全ての応募者に対して通知します。
- (2) 審査結果に対する質問または異議については、一切受け付けません。

13 協定の締結

審査の結果を基に、町は運営者(候補者)と公私連携協定を締結するものとします。別添の公私連携協定書(案)を忠実に守ることとします。

14 協定の内容と責任分担

- (1) 協定の内容
 - ア 協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園の名称及び所在地
 - イ 公私連携幼保連携型認定こども園における教育・保育・子育で支援事業に関する基本的事項
 - ウ 町からの必要な設備・備品等の譲渡等その他の協力に関する基本的事項
 - エ 協定の有効期間
 - オ 協定に違反した場合の措置
 - カ その他設置及び運営に関し必要な事項

- (ア) 利用料金に関する事項
- (イ) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (ウ) 連携の取消し及び運営業務の停止に関する事項
- (エ) 運営業務を行うに当 た って保有する個人情報の保護及び情報公開に関する事項
- (オ) その他施設の運営を適正に行うために町が必要と認める事項

(2) 運営者と町の責任分担

運営者と町の責任分担の基本的な考えは、以下のとおりとします。

項目	内 容	運営者	多可町
法令等の変更	施設に直接関係する法令等の変更		0
広報	施設の事業等の広報	町広報以外	
物品管理	施設備品及び物品の管理	0	
不可抗力	天災 ・暴動等による履行不能	0	
苦情対応	不適切な管理運営による苦情等	0	
施設の整備・修繕	施設等の維持管理に係る現状復旧等	0	
災害復旧	施設の本格的復旧	0	
施設の利用不能等 による利用料金収 入の減収	運営者の責めに帰すべき理由による 場合	0	
運営費の上昇	運営者側の要因による運営費用の増 大	0	
	町側の要因による運営費用の増大		0
包括的管理責任	管理上の瑕疵を除く		0
事故対応	管理運営による事故	0	

[※] 町が想定する責任分担は、上記のとおりです。運営者は、管理上の瑕疵に起 因する事故に対応するため、賠償保険等に加入する必要があります。

15 留意事項

- (1) 応募に関して必要となる一切の費用は、応募者が負担するものとします。
- (2) 原則として、提出された書類の内容を変更することはできません。
- (3) 運営者の責めに帰すべき理由により、町または第三者に損害を与えた場合には、運営者においてその損害を賠償しなければなりません。
- (4) 選定委員会の委員、町職員その他本件関係者に対し、本件提案についての接触をしてはいけません。
- (5) 包括的な業務の再委託は、認めません。ただし、個別の業務については町と

事前に協議し、町長が認めたものについて再委託できることとします。

- (6) 応募書類は、多可町情報公開条例(平成17年多可町条例第10号)に基づ く公開請求の対象となる公文書となります。また、審査内容の概要についても 同様とします。
- (7) 平成31年4月1日に運営業務を開始できるよう、町、県と協議し公私連携 幼保連携型認定こども園の設置届出書類を作成しなければなりません。
- (8) 運営者は、利用者に対し混乱を招くことなく、平成31年4月1日から施設 の運営を実施しなければなりません。
- (9) 議会の議決が得られなかった場合において、当該施設に係る業務及び管理の 準備のために支出した費用、提供したノウハウの対価等については一切補償し ません。
- (10) 事業担当課〒679-1114多可郡多可町中区岸上 224-17多可町教育委員会こども未来課

TEL 0795-32-2385 (直通)

FAX 0795-32-4318

電子メールアドレス kodomo@town. taka. lg. jp